



## □ 今月号の目次と要旨

1. 【解説】廃棄物処理法の改正～関係団体ヒアリング～：改正に影響を与える代表的な団体からのヒアリング。運用面(手続き、許認可、リサイクル推進)での要望が多かった。日常業務で発生する問題が多く、自治体間調整も必要なことから実現には難しい、と考える。また、法改正を論議する場に提案する内容としては些細な課題が主であり、もっと大局的視点からの要望が欲しい。
2. 【解説】水銀廃棄物の処理～施行令の改正第2弾の動向～：来年秋に施行される改正令の骨格が見えてきた。排出事業者が関係する「水銀使用製品産業廃棄物」の対象物等が明らかに。処理業者は、管理型埋立する場合、水銀純度を99.9%以上に高めた上で硫化・固型化する。
3. 【解説】食品廃棄物の不正転売防止案：今年1月に発生した「ダイコー事件」を受けて、食品廃棄物の不正転売防止と飼料への再利用促進を目指した指針案が発表された。具体的な転売防止策として示された内容は、食品廃棄物の排出事業者責任をかなり強化するものになりそうだ。
4. 珍しい行政処分～立入検査の妨害・忌避による事業停止～：マニフェストの不適管理と虚偽記載が、その原因であるが、行政の立入検査を妨害した理由は？

## 1. 【解説】廃棄物処理法の改正

### ～関係団体ヒアリング～ 小西 道子

先月号(vol.106)で、5月19日に廃棄物処理法改正に向けた検討が「廃棄物処理専門委員会」で始まったことをお伝えした。その後、2日間にわたり、廃棄物処理法の改正に影響を与える代表的な関係団体に対するヒアリングが実施された。

#### 【6月15日】

一般社団法人日本建設業連合会、東京都公益社団法人全国産業廃棄物連合会

#### 【6月30日】

一般社団法人日本経済団体連合会、愛知県公益社団法人全国都市清掃会議

本委員会におけるヒアリングは、廃棄物処理の現況とその課題や改正の要望事項を各関係団体から行うが、以下に、改正の要望事項の傾向を中心にヒアリングの概要を整理した。

まず、全体の要望事項としては、先月号でもふれたが運用面での要望が多かった。具体的には、手続きに係る要望、許認可、リサイクル推進に係る要望等が出されていた。

#### 【手続きに係る要望】

日常の手続きに関する要望としては、以下のような**作業負荷低減、効率化の要望**が占めている。

#### □ 電子データ活用の推進

- ✓ 交付等状況報告書の電子化及び電子マニフェスト情報との一元管理
- ✓ 許可に係る紙による申請・管理から電子申請・管理に抜本的に移行

#### □ 許可書類の様式等書式の全国統一化

#### □ 広域認定制度申請手続の効率化

その他、電子マニフェストの手続きに関して、現在、排出事業者による登録期限は3日以内の規定があるが、土日や祝日、連休も含まれる場合もあり現実的には3日以内での登録が困難な場合もあるという課題がある。そこで、「3営業日以内」あるいは「土日祝日を除き3日以内」に変更して欲しいとの要望が複数団体から出ていた。

#### 【許認可に係る要望】

現在の許認可では**適正処理の推進が阻害される課題**もある。具体的に次のような要望があった。

#### □ 中間処理施設における「選別」を業として法定化を要望

□ 排出事業者自ら有する処理施設での自ら処理に関して、分社化を行うと「自ら処理」がなくなる事態が発生。**グループ会社間での自ら処理が可能になるよう要望**

□ 市町村等の判断により、市町村処理施設で**処理が困難な一般廃棄物については、当該自治体が産業廃棄物に指定できる制度創設を要望**

#### 【リサイクル推進に係る要望】

現在の廃棄物処理法上の規定や基準でリサイクルの推進が阻害されている課題に関して、以下の要望が出された。

□ 建設現場で下請は排出事業者ではないため(元請が排出事業者)、現場での破碎等の自ら処理が不可。**元請の管理下での下請けによる現場での処理・リサイクルが可能となるよう要望**

□ 再生利用指定制度では広域での回収リサイクル

が不可（1都道府県域内に限定）。当該制度の広域的活用に係る措置を要望

- リサイクルされた製品等の有用性が確保されていても、有償売却できないために「廃棄物」となる場合がある。リサイクル品活用促進のための基準の再検討を要望

その他、**廃棄物の種類の特定に関する課題**が挙げられていた。例えば、活性炭は、A県では「燃え殻」、B県では「ばいじん」、C県では「汚泥」と産業廃棄物種類の該当性に係る判断が都道府県等によって異なるケースがある課題を挙げ、**同一品目であれば、全国どこでも同一の判断となるよう要望**が出された。また、現在の特別管理廃棄物の特定に係る規定では、有害物質を含む廃棄物であっても排出元等の違いによって特別管理産業廃棄物に該当したり該当しなかったりする課題が挙げられ、**排出元等の限定措置を撤廃する要望**が出された。

以上、主な要望事項について整理した。読者の皆様におかれては、「もっともな要望。納得する。」と思われる内容も多いのではなかろうか。一方、よくよく考えると、法改正を論議する場に提案する内容としては些細な内容も多く、もっと大局的視点からの要望も欲しい。

運用面においては、特に手続きについて各自治体独自の運用が関係してくるので、効率化、統一化は常に要望されていることだが、なかなか現実化は難しいだろう。

(HP参照)

<http://www.env.go.jp/council/03recycle/yoshi03-10.html>

## 2.【解説】水銀廃棄物の処理について

### ～廃棄物処理法施行令の改正第2弾～

小西 道子

本誌の4月号(vol.103)で、水銀廃棄物の区分が一部変更になった(特別管理廃棄物の指定及びそれに伴う収集運搬・保管方法の規定)ことをお伝えした。この改正は、廃棄物処理法における水銀廃棄物の規制強化策の第1弾に該当するが、第2弾目の政策(政省令の改正)決定(平成29年10月1日施行予定)に向けて、6月22日に「水銀廃棄物適正処理検討専門委員会」で、具体的な改正内容の方向性が示された。方向性とは言え、詳細な内容まで整理されている。概要を以下にまとめた。

最初に、今般の委員会で検討されている内容は、以下の通りである。

#### (1) 廃水銀等

- ✓ 廃水銀等の処分方法(硫化・固型化の詳細)
- ✓ 硫化施設(産業廃棄物処理施設)の技術上の基準
- ✓ 管理型処分場に対する上乗せ措置

#### (2) 水銀使用製品産業廃棄物

- ✓ 水銀使用製品産業廃棄物の対象
- ✓ 水銀使用製品産業廃棄物のうち水銀回収を義務付ける対象及び水銀回収方法

#### (3) 水銀含有ばいじん等

- ✓ 水銀含有ばいじん等の対象
- ✓ 水銀含有ばいじん等のうち水銀回収を義務付ける対象及び水銀回収方法

現在示されているスケジュールによると、施行は来年10月1日だが、次回開催の8月の専門員会で、省令等で定める事項(案)を提示し、9月～10月にかけてパブリックコメントを実施、12月には、その結果をまとめるとのこと。このスケジュールから考えると、省令等の詳細内容は、来月にもほぼ骨格が出来ると考えて良い。施行は来年の秋と先だが、今年夏から秋にかけての当該専門委員会の動きやパブリックコメントを注視する必要がある。

では、具体的に、排出事業者と処理業者に関する改正内容を見てみよう。

最初に、**排出事業者にとって最も関係する項目は、「水銀使用製品産業廃棄物」に係る規定であろう。**

というのも**「水銀使用製品産業廃棄物」対象候補の水銀含有使用済み製品の処理の機会が排出事業者にとって、最も多いと推測されるからである。**今回

「水銀使用製品産業廃棄物」対象物としては、水銀汚染防止法の主務省令である「新用途水銀使用製品の製造等に関する命令」の第2条に列挙されている「既存の用途に利用する水銀使用製品」(新用途水銀使用製品命令別表にて具体的に列挙)を対象とする考え方としている。また、排出時に排出事業者により水銀使用製品であるかどうかの判別が一律には困難なものがあることを指摘した上で、「水銀使用製品の適正分別・排出の確保のための表示等情報提供に関するガイドライン」の整備が行われること等により、判別に資する情報が提供される取組が進む見込みであることから、排出事業者の責務として当該情報による水銀使用製品の判別を求めることが適当としている。

「水銀使用製品産業廃棄物」に該当する場合は排

出事業者責任として、廃棄物データシート（Waste Data Sheet）への記載を求めるとともに、委託契約書及びマニフェストへの記載を義務づけることも省令等の改正等において措置する予定となっている。

さらに、「**水銀使用製品産業廃棄物のうち相当の割合以上に水銀等を含むものは水銀を回収してから処分すること**」という規定がある。具体的には、どのような水銀使用製品産業廃棄物から水銀回収を義務化するか否か検討された。機器の破損等により金属水銀そのものが流出する恐れがあり、適正に回収することが必要という観点から次の方針が示された。

- 金属水銀を含有する血圧計等の計測機器を対象とすることが適当
- 血圧計等の計測機器以外の金属水銀を含有する製品（スイッチ、リレー等）についても回収の対象とすることが適当

回収方法としては、回収時に水銀が大気に飛散することがないように方法を規定することが必要であり、水銀が封入されている容器から水銀を抜き出す方法、又は対象となる製品をばい焼炉においてばい焼し、水銀を回収する方法とすることが適当とされた。

次に、**処理業者に関する内容**を見てみよう。今回の省令等の改正検討事項として、**特別管理廃棄物に規定された水銀廃棄物は埋立が義務化されるため、それらに関する処理基準が具体化される**ということが主になってくる。**水銀廃棄物を管理型埋立する場合、水銀の純度を99.9%以上に高めた上で、硫化し、さらに固型化するのが適当とされ、硫化や固型化の基準が具体的に提示された**。また、水銀廃棄物を管理型埋立するに際して必要となる追加的措置（水銀流出防止措置、雨水浸入防止措置、他の廃棄物との混合埋立の禁止、形質変更の制限等）が検討されている。**管理型で埋立することができないものは遮断型で埋立することになる**が、その溶出基準も示された（既存と同等の基準を提示）。水銀廃棄物の硫化にあたっては、施設設置許可を要する産業廃棄物処理施設へ追加されており、全ての産業廃棄物処理施設に共通する技術上の基準及び維持管理基準が適用されることになる。さらに、硫化施設への追加的基準も示された（省令等で定める硫化方法により硫化するために必要な事項、水銀ガスが施設外に放出されるのを防止するために必要な規定が適当）。

今回の当該委員会にて、かなり詳細まで省令等の改正内容が見えてきた。秋のパブコメに向けての動きを今後も注視していきたい。

（HP参照）

<http://www.env.go.jp/council/03recycle/y039-07b.html>

### 3.【解説】食品廃棄物の不正転売防止案

#### ～食品リサイクル委員会資料を読んで～

木川 仁

7月6日、環境省と農林水産省は、今年1月に発生した「ダイコー事件（廃棄した冷凍カツの食用への横流し事件）」を受けて、食品廃棄物の不正転売を防止するための指針案をまとめ発表した。

この案は、同日行われた専門委員会（食料・農業・農村政策審議会食料産業部会食品リサイクル小委員会（第16回）及び中央環境審議会循環型社会部会食品リサイクル専門委員会（第14回）合同会合（第14回））で示されている。この専門委員会の資料は、次のURLに公開されているので、是非、一読頂きたい。

[http://www.maff.go.jp/j/council/seisaku/syokusuan/recycle/h26\\_05a/index.html](http://www.maff.go.jp/j/council/seisaku/syokusuan/recycle/h26_05a/index.html)

**この指針案では、食品廃棄物の転売防止と飼料などへの再利用促進の両立を目指している**。特に、食品リサイクル法における「食品循環資源の再生利用等の原則」において、転売等を含む不適正処理がなされないような適切な措置を講ずる旨を追加するとある。また、食品廃棄物の排出事業者には他に、委託時に産廃処理業者の収集・運搬能力の確認や、適正な料金での契約などを要請している。さらには、処理終了後に食品廃棄物が再生利用されているか飼料業者に確かめることも求めており、**食品廃棄物の排出事業者責任がかなり強化されるようだ**。

本骨子案には具体的な取組み事例が記載されているので、処理行程ごとにまとめた（表1）。記載された事例は、廃棄物処理法では、排出事業者にとっては当然の内容となっている。食品リサイクル法における「再生利用」という特例が、廃棄物処理法に飲み込まれて行くように見える。折角の運用上の特例も一握りの悪質な業者の所業でなくなってしまう。残念だ。

この指針案は、パブコメを経て年内に正式決定する。



表1 具体的な取組み事例

## □ 処理委託契約時

- ✓ 許可・施設・能力等の確認
- ✓ 情報公開や書類管理等の確認
- ✓ 再生利用等の現地確認等
- ✓ 適切な処理料金の請求を確認

## □ 引渡し時

- ✓ 包装の除去（包装と食品の分別）
- ✓ 一見して商品としない措置
- ✓ 破碎又は混合
- ✓ 廃棄物である旨の印の付与
- ✓ マニフェストやビデオカメラ、ドライブレコーダー、GPS等による管理

## □ 処理終了時

- ✓ 定期的な確認（目視、マニフェスト、画像などを用いた報告書の提出等）
- ✓ 特定肥飼料等の取引先への確認

## □ その他

- ✓ 従業員に対する教育訓練
- ✓ 実施状況の把握と管理体制の整備
- ✓ 再生利用事業者との定期的なコミュニケーション、信頼関係の醸成

とともに、同法第 19 条に基づく立入検査を妨げ、忌避した。

このことは、同法第 12 条の 4 第 3 項の産業廃棄物管理票の取扱いを定めた規定に違反し、また、同法第 30 条第 6 号及び第 7 号の違反に該当するため、事業の全部停止及び施設の使用停止を命ずる行政処分を行った。

=====

この行政処分は、マニフェストの虚偽記載と立入検査の妨害・忌避を合わせた処分になっているが、特に、後者の理由での処分は極めて珍しい。マニフェストの不適管理と虚偽記載が、その原因であるが、行政の立入検査で、「マニフェストの B 票から D 票、極端な場合は、B 票から E 票までの日付が、全て同じ日になっていたり、処理状況と合わない日付を記載した処理業者をよく見かける」と聞く。

この行政処分は、そうした手抜き処理（事務処理と現物処理の不適合）を重ねて行ってきた結果、処理業者においてどうにも説明がつかなくなったことが主因と推測するが、こうした事例は、行政マンから聞く限り、程度の差こそあれ多そうだ。

電子マニフェストの場合も含めて、管理票の日時でこうした事例があれば、排出事業者は、処理業者に、その理由を尋ねることを忘れてはならないし、場合によっては自社廃棄物の処理の全行程を確認することも必要と考える。

(以上)

## 4. 珍しい行政処分の事例紹介

## ～立入検査の妨害・忌避による事業停止～

7月5日、東京都は、ある産廃処理業者に対して、以下の不利益処分を行った。

=====

【許可主体】東京都

【処分日】2016年7月5日

【被処分者】住所：東京都足立区...  
名称：株式会社NA

【処分内容】産廃と特管産の廃収集運搬業・処分業の事業停止 30日間、産廃処理施設の使用停止 30日間

【処分理由（命令内容）】産廃物処理業者NAは、処理を受託した産廃について、処分を終了させずに自ら保管していたにもかかわらず、産廃管理票の写しの処分終了日欄に日付を入れて処理を委託した者に送付した。また、廃棄物処理法第 18 条に基づく東京都知事からの報告の求めに対し、著しい報告漏れのある報告をする

## ㈱日本廃棄物管理機構

〒220-8131

横浜市西区みなとみらい2-2-1横浜ランドマークタワー31階

Tel. 045-663-6697 Fax. 045-663-4586

E-mail: [info@jaao.co.jp](mailto:info@jaao.co.jp)